

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第960号)

平成23年9月13日

横情審答申第960号

平成23年9月13日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に  
基づく諮問について（答申）

平成22年10月13日建違対第1017号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま  
す。

「特定違反建築物の指導経過に係る文書」の非開示決定に対する異議申立  
てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「特定違反建築物の指導経過に係る文書」を非開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「特定違反建築物の指導経過に係る文書」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成22年7月13日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号及び第6号に該当するため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

## (1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

本件申立文書のうち、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）に違反する建築物（以下「違反建築物」という。）に係る所有者の氏名及び電話番号については、個人に関する情報であって、当該情報そのもの又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであることから本号に該当するため非開示とした。

## (2) 条例第7条第2項第6号の該当性について

本件申立文書には、特定の違反建築物（以下「本件建築物」という。）に対する実施機関の違反是正指導の内容や所有者等の対応が時系列で詳細に記録されている。当該情報を開示すると、相談者等に不信感及び誤解を与えたりすることや、違反是正指導に係る対象者及び当該対象者以外の者が、違反建築物のために横浜市が行う是正指導の傾向を把握できることとなり、是正指導に従わず、是正命令等の行政処分の対象とまではならない違反が繰り返しなされるおそれがある。したがって、現在及び将来の適正な是正指導の業務が適切に行われなくなることから、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、本号に該当するため非開示とした。

## 4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件申立文書の全部を開示するとの決定を求める。
- (2) 違反建築物の近隣住民として、家族の生命、健康、生活及び財産を侵害されている状態を放置できない。横浜市及び違反者の対応を把握することにより、自分自身で今後の対応策を検討せざる得ないため、違反者に対する横浜市の指導経過の開示を求める。
- (3) 申立人は、非開示とされた個人を既に特定している。したがって、非開示とされた個人の氏名及び電話番号は、保護すべき個人情報には該当しない。

## 5 審査会の判断

### (1) 違反建築物に対する指導、命令、報告等に係る事務について

建築局建築審査部建築審査課（以下「建築審査課」という。）は、市民等から違反建築物に係る相談、陳情、苦情等が寄せられると、対象建築物の敷地地番、相談者等の氏名、相談内容等を確認し、対象建築物等の調査を行い、必要な場合は、違反建築物の建築主、所有者、工事施工者等に対し、是正のための指導を行っている。これらの指導によっても違反が解消されない場合には、建築審査課は、建築局建築監察部違反对策課（以下「違反对策課」という。）に措置依頼を行う。違反对策課では、建築審査課の調査結果に基づき、違反建築物の所有者、占有者、工事施工者等（以下「違反者等」という。）に対して違反の是正指導や命令を行っている。

本件建築物については、法第44条等に係る違反があるため、所有者に対し、違反对策課において是正指導を行っていることが認められる。

### (2) 本件申立文書について

本件申立文書は、本件建築物の法違反に係る是正指導の経過を記録した文書である。

実施機関は、本件申立文書全体を、条例第7条第2項第6号に該当するとして、また、本件建築物に係る所有者の氏名及び電話番号を同項第2号に該当するとして非開示としている。

### (3) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 条例第7条第2項第6号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができる」と規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書には本件建築物に対する実施機関の是正指導の内容や所有者等の対応が詳細に記録されており、これを開示することにより、横浜市が行う是正指導の傾向を把握できることとなるため、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから本号に該当するとして非開示としたと主張している。これに対し申立人は、横浜市及び違反者の対応を把握することにより、自分自身で今後の対応策を検討するため、本件申立文書の開示をすべきと主張している。

ウ 当審査会が本件申立文書を見分したところ、本件建築物に係る是正指導の内容やそれに対する本件建築物の所有者の対応など、是正指導に関する情報が時系列で記録されていた。当該情報を開示すると、当該所有者又は当該所有者以外の者が、違反者等に対して横浜市が行う是正指導の傾向を把握できることとなり、是正指導に従わず、是正命令等の行政処分の対象とまではならない違反が繰り返しなされるおそれがあることなどが考えられる。したがって、現在及び将来の是正指導の業務が適切に行われなくなることから、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、本件申立文書全体が本号に該当する。

(4) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件建築物に係る所有者の氏名及び電話番号については、本号に該当するとして非開示としているが、前記(3)のとおり本件申立文書全体が条例第7条第2項第6号に該当するから、改めて本号の該当性を判断するまでもない。

(5) 申立人の主張について

申立人は「非開示とされた個人について既に特定されており、保護すべき個人情報には該当しない。」と主張する。しかし、本市の情報公開制度は、開示等決定の際に、請求者の個別事情を考慮するものではないから申立人の主張は採用できない。

また、申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) 結 論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を条例第7条第2項第6号に該当するとして非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋 良、委員 三輪律江

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成22年10月13日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成22年10月19日 (第179回第二部会) 平成22年10月22日 (第109回第三部会) 平成22年11月11日 (第174回第一部会)	・諮問の報告
平成22年10月31日	・異議申立人から意見書を受理
平成22年12月21日	・実施機関から非開示理由説明書(追加)を受理
平成23年5月24日 (第192回第二部会)	・審議
平成23年6月28日 (第194回第二部会)	・審議
平成23年7月12日 (第195回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成23年7月26日 (第196回第二部会)	・審議
平成23年8月9日 (第197回第二部会)	・審議